

**\*申請をされる前に必ずお読み下さい。**

◆ 対象となる家屋及び家財の範囲

◎「住居」又は「家財」とは現に教弘保険加入者会員が日常生活を営んでいる住居または家財をいいます。住居について、物置・納屋・車庫・塀等は含まれません。家財については、山林・田畑・宅地・貸家等の不動産・現金・有価証券等は含まれません。

◆ 給付の額

◎教弘保険加入者会員が災害によりその住居又は家財に損害を受けた時、災害の程度に応じ別表に定める金額を給付します。但し、盗難による家財の損害は給付の対象になりません。

◎教弘保険加入人口数2口以下の教弘保険加入者会員の場合は、それぞれの額の2分の1とします。

◎浸水により家屋が損害を受けて、その程度の認定が困難な場合は、浸水の程度に応じて定める金額を支給します。

被害の程度については、表1、2で判定いたします。

表1

損 害 の 程 度	支 給 額	
	教弘保険加入 5年以上	教弘保険加入 5年未満
1 住居および家財の全部が焼失または滅失したとき 2 住居および家財に前記と同程度の損害を受けたとき	100,000円	80,000円
1 住居および家財の1/2以上が焼失または滅失したとき 2 住居および家財に前記と同程度の損害を受けたとき 3 住居または家財の全部が焼失または滅失したとき 4 住居または家財に前記と同程度の損害を受けたとき	80,000円	60,000円
1 住居および家財の1/3以上が焼失または滅失したとき 2 住居および家財に前記と同程度の損害を受けたとき 3 住居または家財の1/2以上が焼失または滅失したとき 4 住居または家財に前記と同程度の損害を受けたとき	60,000円	40,000円
1 住居または家財の1/3以上が焼失または滅失したとき 2 住居または家財に前記と同程度の損害を受けたとき	30,000円	20,000円

表2

浸 水 の 程 度	支 給 額	
	教弘保険加入 5年以上	教弘保険加入 5年未満
床上 30センチメートル以上	30,000円	20,000円
床上 120センチメートル以上	60,000円	30,000円